

対象・登録要件

■対象■

京やましろ産食材を用いた料理を提供する 《飲食店》

京やましろ産食材を利用した食品（加工品）を販売する 《飲食料品小売業者》

■登録要件■

《飲食店》・《飲食料品小売業者》の方共通

- ① 京やましろ産食材の使用をメニュー・商品等に表示していること。
- ② 使用している食材について説明できること。
- ③ 毎月3日の「京やましろ産ごちそうさんの日」にあわせて京やましろ産食材を使った料理・商品を提供すること。
- ④ 使用する京やましろ産食材について、市場、その他産地直送又は自家栽培による確実な仕入れルートを有すること。
- ⑤ 自家栽培による食材を使用する場合であっても、1品目以上は山城地域の直売所や生産者等から調達すること。ただし、農林畜水産業者はこれに限らない。
- ⑥ 食品衛生法等関係法令を遵守していること。

《飲食料品小売業者》の方のみ

上の①～⑥に加えて、

- ⑦ 食品（加工品）は、自社企画製品であること。
- ⑧ 本社所在地が山城地域であって、山城地域において飲食料品小売店舗（本社での小売を含む）を有すること。ただし、本条件を満たせば、山城地域外の店舗も対象とする。

申請方法

■実施要領・申請様式■

以下の京都府ホームページからダウンロードをお願いします。

<http://www.pref.kyoto.jp/yamashiro/no-kikaku/yamashiropatform.html>



京やましろ産食材について

検索



■申請方法■

申請書様式に必要事項を記入し、**写真**を添付の上、下記申請先までメールにて提出してください。

※写真はデータでの御提供をお願いします。

《申請先・お問合せ先》 やましろ産ごちそうさんプラットホーム 事務局

〒611-0021 京都府宇治市宇治若森7-6

京都府山城広域振興局 農林商工部

農商工連携・推進課 地域戦略・野生鳥獣係

TEL：(0774) 21-3212

Email：y-n-noushoko@pref.kyoto.lg.jp